

博物館・美術館相互交流事業の実施に係る
負担経費の算出及び支払方法について

美術学芸課
平成24年6月25日

博物館・美術館相互交流事業実施要項（平成24年6月25日文化財部長決定）5の規定に基づき、本事業実施に係る負担経費の算出及び支払方法について、次のとおり定める。

1 本事業に係る経費については次のとおりとする。

(1) 外国人招へい旅費

被招へい者の住所地の最寄りの国際空港から本事業の主たる実施場所の最寄りの国際空港間の通常の経路による往復航空賃とし、額の算定については「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずる

(2) 招へい外国人滞在費

本事業の実施に当たり被招へい者が日本に滞在するのに要する経費とし、1日につき21,000円を支給するものとする。但し日本に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額によるものとする（滞在中、一時他の地に出張した場合、その日数は含めないものとする。）

また、出国日については3,000円とする。

(3) 委員等旅費

被招へい者が日本に滞在中に本事業の活動として日本国内の移動に要する鉄道賃等(日当、宿泊費は除く。)とし、額の算定については「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずる。

(4) 文化人等派遣旅費

被派遣者が本事業の活動して移動に要する旅費、日当、宿泊費、空港施設使用料とし、額の算定については「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずる。

(5) その他、通訳謝金等本事業の実施に必要な経費については、あらかじめ美術学芸課と相談すること。

(6) また、招へい及び派遣期間中に目的外の用務を含む場合は、あらかじめ美術学芸課と相談すること。

2 経費の支払方法

上記(1)～(3)に要する経費の支払いは、被招へい者から日本在住の者(法人を含む。)へ受領に係る代理人を選任させ、その代理人に支払う方法をもって行うものとし、原則として精算払いとする。